

日本脳炎の予防接種の政令上の接種対象者

第1期接種対象者：生後6月から90月まで（積極的勧奨は3歳、4歳に実施）

※第1期は3回接種することとされている。1回目と2回目の接種間隔は6日以上、2回目と3回目の接種間隔は6月以上空ける

第2期接種対象者：9歳以上13歳未満の者（積極的勧奨は9歳に実施）

経緯

平成17年5月30日から平成22年3月31日・・・積極的勧奨の差し控え

平成22年4月～・・・第1期の積極的勧奨を再開

平成23年4月～・・・平成23年度の第2期の積極的勧奨を再開

（毎年度、ワクチンの供給状況を踏まえつつ、順次、第2期の積極的勧奨を再開）

平成22年度の積極的勧奨の再開後の対応

- 現状、平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた者が、政令上の接種対象者であるにもかかわらず、積極的勧奨の差し控え期間に第1期の接種ができなかったことを、予防接種実施規則（省令）附則第4条において救済
- しかし、附則第4条第1項又は第2項では、9歳以上13歳未満の者が第1期の接種を受け終え、次に第2期の接種を受ける場合の間隔を規定していないため、接種間隔を規定する必要



附則第5条（※）第1項及び第5項で、3回目と4回目の予防接種の接種間隔は6日以上と規定されていることを踏まえ、附則第4条第1項又は第2項により、9歳以上13歳未満の者が第1期の接種を受け終え、次に第2期の接種を受ける場合の接種間隔を6日以上とする。

（※）積極的勧奨の差し控え期間に3歳、4歳、9歳（積極的勧奨の対象年齢）にあり、第1期・第2期の接種ができなかった者を救済するため、日本脳炎の予防接種の対象年齢を「4歳以上20歳未満の者」とする特例が政令に規定されたことに伴い、本特例対象者は、省令に基づいた実施方法をとることができないため、改めて接種間隔等の実施方法を省令附則第5条に規定。

生
年
度



附則第5条対象者
（平成17～21年度に3歳、4歳、9歳）

附則第4条対象者
（平成17～21年度に0～2歳）

通常の接種方法で接種